（総務省令への委任）

第六十条　前二条に定めるもののほか、法第七百五十六条第四項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

附則第五条の三中「同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項」の下に「、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第四十七条の規定によりその例によることとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項」を加える。

附則第六条の二第九項中「発電事業者に交付する同項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び同項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額」を「原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額及び同項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額（以下この項において「賠償負担金相当金額等」という。）を同条第二十一項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合にあつては当該一般送配電事業者が当該発電事業者に交付する賠償負担金相当金額等に相当する収入金額とし、同項に規定する配電事業者が賠償負担金相当金額等を同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合にあつては当該配電事業者が当該一般送配電事業者に交付する賠償負担金相当金額等」に改め、同条に次の一項を加える。

10　法附則第九条第二十二項に規定する政令で定める収入金額は、特定吸収分割会社（同項に規定する特定吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。）又は特定吸収分割承継会社（同条第二十二項に規定する特定吸収分割承継会社をいう。以下この項において同じ。）が同条第二十二項に規定する当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引（特定吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。）のうち同項に規定する総務省令で定めるもの（以下この項において「特定取引」という。）を行う場合において、当該特定吸収分割会社又は当該特定吸収分割承継会社が当該特定取引の相手方から支払を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

附則第七条第十四項第一号中「二百十平方メートル」を「百八十平方メートル」に改め、同項第三号中「又はサービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。次号において同じ。）の整備に要する費用に係る地方公共団体の補助」を削り、同項第四号中「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の下に「（平成十三年法律第二十六号）」を、「記載されたサービス付き高齢者向け住宅」の下に「（同条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。）」を加え、同条第十五項中「二百十平方メートル」を「百八十平方メートル」に改め、同条第十六項第二号イ中「取得」の下に「（同号イ及びホに掲げる土地の地上権又は賃借権の取得を含む。）」を加え、同号ロ中「土地」の下に「若しくは当該土地の地上権若しくは賃借権」を加え、同号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同条第十八項を次のように改める。

18　法附則第十一条第十二項第一号イに規定する増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるものは、当該家屋について行う増築、改築、修繕又は模様替の工事（当該工事と併せて行う家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。以下この項及び第二十一項において「増築等の工事」という。）に要した費用の額（当該増築等の工事の費用に充てるために国又は地方公共団体から補助金等（当該増築等の工事を含む工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるものをいう。）の交付を受ける場合には、当該増築等の工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した額。第二十一項において同じ。）が三百万円以上であることについて総務省令で定めるところにより証明がされた家屋とする。

附則第七条第十九項中「並びに同号ニに規定する増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるもの」を削り、同条中第二十三項を第二十四項とし、第二十二項を第二十三項とし、第二十一項を第二十二項とし、第二十項の次に次の一項を加える。

21　法附則第十一条第十二項第二号ニに規定する増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるものは、第十九項各号のいずれかに該当する家屋のうち、当該家屋について行う増築等の工事に要した費用の額が、千万円又は当該家屋の取得価額の百分の一に相当する額のいずれか多い額を超えるものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされた家屋とする。

附則第十条の二の二第七項の表鉱さいバラス製造業の項中「営む者」の下に「（租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者（以下この表において「中小事業者等」という。）に限る。）」を加え、同表廃棄物処理事業の項中「いう」の下に「。以下この項において同じ」を、「除く。）」の下に「で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者又は同法第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者（これらの者のうち中小事業者等を除く。）が廃棄物の埋立地内において専ら産業廃棄物の処分のために使用するもの（一般廃棄物の処分のために使用することが必要であると認められるものを除く。）以外のもの」を加え、同条第八項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第十一項中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第八項」に改め、同条第十二項から第十四項までの規定中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第十項」に改め、同条第十五項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十一項」に改め、同条第十六項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同条第十七項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同条第十八項及び第十九項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第十五項」に改め、同条第二十項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第十六項」に、「五万平方メートル以上」を「七万五千平方メートル以上（当該認定事業の施行される土地の区域が同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域内にある場合には、五万平方メートル以上）」に改め、同条第二十一項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十七項」に、「都市鉄道利便増進事業」を「速達性向上事業」に改め、同条第二十二項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十七項」に改め、「及び駅附帯施設」を削り、「、電路設備、自転車駐車場又は駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場」を「又は電路設備」に改め、同条第二十三項及び第二十四項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同条第二十五項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同条第二十六項及び第二十七項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同条第二十八項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同条第二十九項中「附則第十五条第二十四項」に改め、同条第二十八項」を「附則第十五条第二十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十四項」に改め、同条第